

帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

生活再建関連

福島県

考え方

- 避難指示区域外からの避難者への仮設・借上げ住宅の供与期間を、平成29年3月まで1年間延長するとともに、帰還・生活再建に向けた総合的な支援策に取り組む。
- 重点施策として、**避難元へ帰還する際の移転費用の支援、民間賃貸住宅家賃への支援、公営住宅等の確保に向けた取組**を実施。
- そのほか、生活再建支援策の拡充・継続を以下のとおり実施し、避難者の帰還や生活再建、生活の安定を図る。



生活再建支援策の拡充・継続

<p>〈生活支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者を支援する民間団体等との連携による、相談・見守り・交流の場の確保策を、平成28年度から新たに県内でも実施 ○避難世帯への適切な情報提供体制の強化 ○被災求職者や避難者、帰還者の就労支援による生活再建の実現 	<p>〈住まい〉</p> <p>〈健康・福祉・子育て〉</p> <p>〈就労〉</p>
<p>〈コミュニティ形成支援、心の復興〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者同士及び地域住民との間のコミュニティの維持・形成を図るため、自治会・NPO等が実施する交流活動を支援 ○民俗芸能の継承・発展を支援し、ふるさととの絆を維持 	<p>〈生活資金〉</p> <p>〈放射線への対策〉</p> <p>〈リスクコミュニケーション〉</p>
<p>〈教育〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震災の影響による子どもの体力低下、肥満の増加等に対応するための、体力向上策や食環境整備 ○震災の影響により減少した体験活動を充実させ、これからの復興を担う子どもたちを育成 	<p>〈除染〉</p> <p>〈賠償支援〉</p>

国（復興庁）

考え方

- 平成28年度に大幅に拡充する「被災者支援総合交付金」により、福島県が実施する県内外の避難者の生活再建等に向けた取組を支援。



被災者支援総合交付金

〈支援の対象とする事業メニュー例〉

〈被災者支援総合事業〉

〈住宅・生活再建支援〉	〈心の復興〉
〈コミュニティ形成支援〉	〈被災者生活支援事業〉
〈県外避難者支援〉	
〈被災者見守り・相談支援事業〉	〈被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業〉
〈被災地健康支援事業〉	

住宅確保

- 雇用促進住宅の一部提供について、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して協力を要請。

